呉 市 次 期 ご み 処 理 施 設 整 備 運 営 事 業 入札説明書等に関する質問への回答(第2回)

令和7年1月17日

呉市

1 入札説明書に対する質問への回答

N		<u>□祝明音</u> ┃ 大項目	(にと) 9	りの貝	問への回答 項目名	質問の内容	回答
ING	<u>),自</u>	人坦日	甲垻日	小垻日	<u> </u>	関節内容	
	5	第3章	8	(1)	ア 設計・施工 業務 (a)	標記録を提示いただける時期をご教示願います。	ので、必要であれば随時提供します。すべてを提供できる時期については、基礎解体の進捗状況によるため現状不明ですが、令和8年10月初旬には概ね提供できる見込みです。
4 4	2 38	別紙2	4	(2)	設計・施工業務に係る対価の改定	第1回目の質問回答において、プラント設備の設計・建設を行う企業と土木建築の施工を行う企業が乙型の共同企業体を結成して工事にあたる場合、「スライド協議は、建設事業者である共同企業体と行います。請負代金額の見直しは、建設工事請負契約書第26条の適用条文及び見直しが必要な費目、その内容について協議を行います。」とありました。協議窓口はご指摘の通り共同企業体かと存じますが、本工事は、約4年6ヶ月の長期工事なため、建築工事とプラント設備工事とれぞれの工事により賃金水準又は物価水準の変動幅が異なれぞれの工事により賃金水準又は物価水準の変動幅が異なる可能性があります。物価変動による請負代金額の見直しを協議させていた建築工事費とプラント設備工事費の2区分に分けて、建設業者が指標を提案し、請負代金額の見直しを協議させていただくことは可能でしょうか。	動の状況等を踏まえ、2区分に分けるかを含めて協議を行い
	3 39	別紙2	4	(2)	運営業務に係る対価の改定	運営業務委託料ごとに対象とする施設や固定費、変動費単価等で委託料の性質が異なるため、運営業務委託料A、B、C、Dごとに改定実施と理解で宜しいでしょうか。また、改定割合は指標を設定する費目ごとに算出して、±0.0151超の増減が生じた場合に改定を実施と理解でよろしいでしょうか。費目ごとに算出する方が各費目の物価を反映し易くなるため、物価変動リスクを主負担の貴市によって望ましいと考えます。	お見込みのとおりです。
2	43	別紙4			営段階	事業者が売電量改善等へ積極的に取り組められるように、貴市と協議の上、売電インセンティブの設定が可能なよう御再考頂けないでしょうか。なお、長期にわたる本事業期間中には、技術革新も生じるものと想定しますが、事業者が技術革新の推進にあたってもインセンティブを設けて、本事業の継続的な改善が図れる仕組みを講じることが望ましいと考えます。	技術革新等に基づく新技術等については、運営業務委託契約

2 要求水準書に対する質問への回答

2					一への回答		
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	4	第1章	第2節	2.2(5)	熱利用管理業務	AD1014)」について、東部処理場への電源供給を計画するにあたり下記破線枠部の既設電路(電柱及び予備埋設電線管)は、流用可能という理解でよろしいでしょうか?	都市計画上、旧東部処理場敷地内は下水道用地であり将来的な用途が不明です。電線路が当該敷地内を経由することは望ましくないため、既設電路は流用できないものとし、東部処理場(し尿等前処理施設)内で完結するよう施工方法を事業者にて提案してください。
2	5	第1章	第2節	2.2(6)	搬出管理業務	とする」とあります。また、「再見積書・見積設計図書等提出依頼説明書等に係る質問書兼回答書(6月28日受領)」p7、No. 117のご回答に「直接搬入時に持ち込まれたごみの中に資源物(紙類、缶類、ペットボトル等)が混在している場合は、SPCが資源化施設まで運搬しています」とあります。 ①クリーンセンターくれにおいて、現状資源物として選別している品目の詳細(紙類、缶類、ペットボトル、その他)と、各品目の実績重量をご教示ください。 ②上記の資源物(紙類、缶類、ペットボトル等)も同様に、積み込みまでが運営事業者の業務であると理解してよろしいでしょうか。	問書兼回答書(6月28日受領)」p7、No.117の「直接搬入時に持ち込まれたごみの中に資源物(紙類, 缶類, ペットボトル等)が混在している場合は、SPCが資源化施設まで運搬しています」との回答については、現在、このような運用を行っていないため、当該回答部分を撤回します。なお、現施設で資源物として選別している品目は、添付資料1の2に記載している「203:炉下鉄類」「204:溶融メタル」「219:炉底メタル」「252:鉄類圧縮品」「253:アルミ類圧縮品」「326:流動砂」です。また、実績重量については、運転車両データを基に確認してください。②①に記載した品目については、お見込みのとおりです。
3	7	第1章	第4節	4. 2	事業用地の状況	事業用地南側(旧粗大ごみ処理施設)の杭伏図(杭種、杭径が分かる資料)も合わせてご提示いただけないでしょうか。	49m φ500」を参考にしてください。
4	17	第2章	第2節	2. 2	2)破砕機基数	燃性粗大ごみは「直接搬入車両用受入・手選別ヤード」で選別が	考え方が異なります。 定期収集車・許可業者等で搬入される可燃性粗大ごみは、 粗大ごみ処理施設の施設規模に含めています。

No.	百	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
5		第1章		1. 1	設計・施工上必要な調査	解体工事の際に、家屋調査を実施されますでしょうか。実施された場合に事前調査記録と事後調査記録を開示頂けないでしょうか。	事前調査については令和6年「呉市旧ごみ処理施設解体撤去工事に伴う工損調査業務委託」にて実施済みですが、企業情報であるため呉市からは開示できません。閲覧希望の場合は各企業にも成果品を提供しているので、開示について個別にご協議ください。事後調査については、解体工事中もしくは解体完了後に被害の申出があった場合にしか行いません。
6	24	第1章	第1節	1. 1 (3)	設計・施工上必要な調査	解体工事期間中の25年10月中旬から、1.5か月程度の期間に建設 事業者にてボーリング作業を実施させていただくことは可能で しょうか。	解体工事の進捗状況によって掘削場所は制限されると想定されます。詳細については、解体工事業者との協議によります。
7	62	第2章	第2節	2. 1	計量機 1) 形式	ピット式の記載があるが、既存建屋の杭との干渉をさけるために 4基の内、一部の計量機をピットレス式で提案させていただいて もよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
8	62	第2章	第2節	2. 1	計量機4)特記事項	本体(4)に「ピット排水は、焼却施設の排水処理施設に搬送し、 処理すること。」とありますが、当該排水は雨水と同等の水質と 考えられるため、雨水側溝への放流とさせていただけませんで しょうか。	要求水準書のとおりとします。
9	66	第2章	第2節	2. 2. 3	ごみ投入扉 6) 特記事項	「ごみ投入扉付近に補助投入口を設けること。補助投入口は、少量のごみをピットに投入するためのものであり、投入者からごみピットが直接見えない構造とし、ごみピットからの臭気が漏洩しない構造とすること。」とありますが、安全性を確保する前提で、「補助投入口からの投入中以外はごみピットが直接見えない構造」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	66	第2章	第2節	2. 2. 3	ごみ投入扉 6)特記事項 (18)	「ごみ投入扉付近に補助投入口を設けること。補助投入口は、少量のごみをピットに投入するためのものであり、投入者からごみピットが直接見えない構造とし、ごみピットからの臭気が漏洩しない構造とすること。」とありますが、「補助投入口から投入している作業者からピットが見えないようにする」ということではなく、「定期収集車やプラットホーム監視員からピットが見えないようにする」と理解してよいでしょうか。	No.9の回答を参照してください。
11	110	第2章	第6節	6. 1. 5 6. 1. 6	排気復水タン ク、 排気復水ポンプ	蒸気復水器から復水タンクに水頭によって直接送液できる場合は、省エネ、省スペースとなるよう、排気復水タンクおよび排気 復水ポンプは非設置としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
12	182	第2章	第15節	15. 14	2)数量	〔2〕基とは、磁選機とアルミ選別機に各1基設けるとの解釈で 宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	百	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
		第2章		10.4.1	動力制御盤 1)形式	1)形式は鋼板製屋内型自立防塵閉鎖電磁集合型として宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
14	198	第2章	第20節	20. 3	2) I T V 装置 (1)	となるよう、投光器のON-OFFをカメラのON-OFFと連動しないものとしてよろしいでしょうか。	実施設計時の協議とします。
15	201	第3章	第1節	1. 1 3) (1)	仮囲い	仮囲いは別途本市にて実施する「呉市旧ごみ処理施設解体撤去工事」にて設置したものを残置する予定であり、当該仮囲いを事業者は使用できるものとするが、工事完了時に事業者にて適正に処分すること。」とあります。 残置される予定の仮囲いおよび出入口位置等については、新設工事で設置する出入口と異なるものになると考えます。 そのため、残置予定の仮囲いについては、事業者決定後に引渡し条件等を協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	えて引渡を受ける予定なので、ゲートの設置・撤去費を見
16	201	第3章	第1節	1. 1 3) (1)	仮囲い	解体工事の仮囲いを流用する場合、工事エリアに残置する仮囲いは、呉市様が解体工事請負者より買取っているものとし、施設整備運営事業では、支障のあるところの改造費、解体費、最終処分費を見込むものと考えて宜しいでしょうか。 工事計画作成の為に、新築工事に流用する仮囲いの仕様、位置の解る資料をご提示いただけないでしょうか。	No. 15の回答を参照してください。
17	201	第3章	第1節	1. 1 3) (2)	仮設事務所	を借用する場合、借用費用についてご指示願います。	現時点では、当該敷地を貸し出せるかどうかは確約できません。また、当該借地料については地価等によって算定するため借用費用をお示しできません。
18	201	第3章	第1節	1. 1 3) (2)	仮設事務所	し尿処理の敷地内を仮設事務所エリアとする場合、解体工事業者 の仮設事務所はいつごろまで残る見込みでしょうか。	解体工事終了間近まで残る見込みです。
19	238	第1章	第2節	2. 2	本施設運営のた めの人員等	による許可を得た主任技術者も該当することで宜しいでしょうか。	資格保有者に限ります。
20	246	第1章	第1節	1. 1	受付管理	銀行振込は、銀行窓口での納付ではなく、電信での振込も可で宜 しいでしょうか。電信振込の方が、銀行窓口へ赴く業務時間を割 かずに業務効率化が図れます。	お見込みのとおりです。

No.	頁 大項目 中項目 小項目 項目名	質問の内容	回答
21	添付資料9-1~9-5運搬車両データ. xlsx	②新施設でも鉄くずを資源物(金属類)として再資源化を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。その場合、具体的な品	
22	添付資料9-1~9-5運搬車両データ. xlsx	「運搬車両データ」には、資源化施設の搬出・搬入車両データも含まれるように見受けられます。 資源化施設の搬出・搬入車両も新施設の計量機を使用する想定である場合、下記について追加でご教示ください。 ①資源化施設の搬出・搬入車両のうち、新施設の計量機を使用する車両の想定台数、もしくは計量データ上の判別方法(分類・区分・銘柄の種別等)をご教示ください。 ②本データを現クリーンセンターの搬出・搬入車両のみの計量データとして再度ご提示いただく、もしくは判別方法(分類・区分・銘柄の種別等)をご教示ください。	
23	残土処分場	無償(または、安価な)残土処分場のご提供(あるいは、ご紹介)をしていただけないでしょうか。	公共工事における残土の受入は現在のところ把握できていませんが、今後そのような案件があれば実施設計時に情報 提供します。

3 落札者決定基準に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	表 3	No. 4				「・最終処分場の負荷低減(有価物の回収促進に対する取り 組み等) ※灰の資源化以外の提案とすること」とありま す。この場合の「灰の資源化」とは費用を支払って資源化す るものと理解してよろしいでしょうか。例えば焼却灰から選 別した鉄を有価で引き取ってもらう場合は、「灰の資源化」 に該当しないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

4 様式集に対する質問への回答

No.		「 <u>る質問への回答</u> 項目名	質問の内容	回答
1	,,,,,,	記載責任者		お見込みのとおりです。
2	第16号-1-3	実績	実績を下記の表に記載すること。とございますが、記載内容を変更しなければ表のデザイン等の加工を行うことは可能と理解してよろしいでしょうか。 また、A41枚に収まる範囲で補足情報を記載してもよろしいでしょうか。	表のデザインの加工や補足情報の記載は認めます。
3	第16号-1-3	実績	「令和6年11月12日付呉市次期ごみ処理施設整備運営事業入札説明書等に関する質問への回答 4様式集に対する質問への回答NO.36」にて、実績対象施設を明示頂いておりますが、ご指定の竣工日までの竣工を証明する添付書類は発注者からの竣工証明でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	第16号-1-3	実績		す。 なお、受注形態、竣工年月、処理方式及び施設規模は正本、副本どちらも正式な内容を記載することとします。 正本:施設名称及び発注者名は正式名称を記載する。 例1)①の1件目の場合 施設名称 クリーンセンターくれ 発注者名 呉市 副本:施設名称及び発注者名の正式名称は伏せるものとし、アルファベットを用いて、①の1件目からA、B、C・・の順に記載する。 例2)①の1件目の場合 施設名称 A施設 発注者名 A市 例3)①の2件目の場合 施設名称 B組合 例4)②の1件目の場合 施設名称 C施設 発注者名 B組合 を発注者名 C組合 また、契約書の写し等及びパンフレット等の写しは、正本にのみ添付し、副本へは添付しないこととします。
5		主要機器の維持補修計 画	重要度の記入は、廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(ごみ焼却施設編)にならいA~Cの表記でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	第16号-6-1 (別紙1)	SPC及び 施設構成人員	年度により構成人員が異なる場合は、年度毎に表を作成してよろしいでしょうか。 しょうか。 また、その場合の人件費合計は年度分けした表毎に合計金額を記載する という理解でよろしいでしょうか。	年度により構成人員が異なる場合は、様式第16号-6-1 (別紙1)を複製して記入してください。 また、「人件費合計」欄には、1年間の合計額を記入して ください。

No.	様式	項目名	質問の内容	回答
7	第16号-6-2	リスク管理及びセルフ モニタリングへの取り 組み、事業の継続性の 担保	たければ表のデザイン等の加工を行うことは可能と理解してよろしいで	表のデザインの加工や補足情報の記載は認めます。
8	第16号-6-2 (別紙1)	営業費用	外形標準課税はSPCの運営に要する費用なので、営業費用の欄に記入してよるしいでしょうか。	費目は適宜追加してください。
9	第16号-6-2 (別紙1)	法人税等		様式第16号-6-2(別紙1)の「法人税等」欄は、あらかじめ入力されている計算式を削除し、事業者にて記入してください。
10	第16号-6-2 (別紙1)	法人税等	法人税の算出について、実効税率は広島県呉市の税率に基づいて弊社に て設定してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、設定した実効税率を注釈に記載してください。
11		費用明細書(運営業務 委託料A・C)		
12	第16号-6-2 (別紙4)	処理量 (計画処理値)		

No		項目名	質問の内容	回答
1	3 第16号-6-4	材の調達への協力、運 転員雇用等	回答を頂いています。 地元外企業で支店や営業所を有する企業は地元貢献金額の加算と対象外となる一方で、地元外企業でも市内に工場等を有する企業を地元貢献金額の算定対象となるのは、基準が曖昧になると考えます。そのため、地元貢献金額の計算条件のレベリングの観点から、あくまで市内に本社・本店を有する企業への発注を加算対象とし、地元外企業で市内に工場等を有する企業を活用する場合は、地元貢献金額には加算しないが技術提案書で提案することは任意(地元貢献金額による定量評価外とする)としていただけますでしょうか。	の販売のみを行う商社等は含まない)は地域貢献金額の 算定対象とします。ただし、品質管理記録など呉市内の 工場等で生産されたことが確認できるものを提出するこ ととします。
1	第16号-6-4 (別紙1)	地元企業の活用	①運営事業者 (SPC) から地元外企業Aと地元企業Bが甲型JVを組成して運営業務にあたる場合、当該JVからさらに、用役、資材等を地元企業Cへ発注を行う場合の算定式は様式の図3に倣い、下記の計算方法でよるしいでしょうか。 「地元企業B」の地域貢献額 「甲型JV受注額 ×地元企業Bの甲型JV出資比率) (地元外企業Aへの発注額×地元企業BのJV出資比率) (地元外企業C」の地域貢献額 =地元企業Cへの発注額× 地元企業BのJV出資比率) ②また、上記の甲型JVにおいて、地元外企業Aが地元人材を雇用して業務にあたる場合、地元雇用金額に計上することでよいでしょうか。 ③また、上記の甲型JVにおいて、地元企業Bが地元人材を雇用して業務にあたる場合、ダブル計上とならないよう地元企業Bへの発注額の方を計上し、地元雇用金額は計上しないという理解でよいでしょうか。	①については、以下の考え方とします。 (1)「地元企業B」の地域貢献額 = (甲型JV受注額×地元企業Bの甲型JV出資比率) ー (地元外企業Dへの発注額×地元企業BのJV出資比率) (2)「地元企業C」の地域貢献額 =地元企業Cへの発注額× (100%-地元企業BのJV出資比率) ②及び③については、お見込みのとおりです。

5 基本協定書(案) に対する質問への回答質問はありませんでした。

6 基本契約書(案) に対する質問への回答

質問はありませんでした。

7 建設工事請負契約書(案) に対する質問への回答

No	. 頁	条	項	号	条文名	質問の内容	回答
1	14	第26条	6項			「呉市建設工事請負契約約款第26条第6項運用マニュアル(暫定版)」におけるインフレスライド条項は、賃金等の急激な変動により残工事量に対する資材、労務費等が1%以上変動していることを事業者が示した場合、貴市と協議の上適用されるものと理解してよろしいでしょうか。上記の理解と異なる場合は具体的な判断基準をお示しください。	お見込みのとおりです。

8 運営業務委託契約書(案) に対する質問への回答

質問はありませんでした。